

判決年月日	平成２４年１０月１０日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２４年（行ケ）第１００１８号		
○ 名称を「アクティブマトリクス型表示装置」とする発明に係る特許について、①補正が願書に最初に添付された明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたものではない、②発明の詳細な説明に記載したものではない、③公知技術から容易想到である、とした審決の判断は誤りであるとして審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法１７条の２第３項，３６条６項１号，特許法２９条２項

１ 事案の概要

本件は、被告の請求に基づき原告の特許を無効とした審決の取消訴訟である。争点は、補正の適法性（補正が願書に最初に添付された明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたか）、サポート要件適合性、及び進歩性の有無である。

２ 裁判所の判断

（１）補正の適法性について

まず、当初明細書等の段落【００２７】，【００２８】，図３及び図４の記載によれば、本件特許にかかる発明の第２の実施形態として、赤，緑，青の三原色によるカラー表示を行うアクティブマトリクス型カラー液晶表示装置であって、各画素領域１２が、列単位で赤，緑，青のいずれかの色を表示するストライプ状配列となっており、赤，緑，青の各色が３列おきに繰り返し配置されているものが記載されていることが認められる。

次に、段落【００２９】及び図３には、第２の実施形態は、各列に補助容量連結ライン１６を配置した第１の実施形態の変形例であって、ドレインライン１０の３本につき１本の補助容量連結ライン１６を配置するものであることが記載され、また、段落【００３０】には、第２の実施形態は、第１の実施形態より補助容量連結ラインの本数が少なくても、近くに配置された補助容量連結ラインを介して他の補助容量ラインから電荷を補い、信号電圧を矯正することができ、さらに、第１の実施形態よりも補助容量連結ラインが少ないため、補助容量連結ラインによる開口率の低下を抑えることができるという効果を奏するものであることが記載されているといえる。

そうすると、第２の実施形態は、赤，緑，青の各色が３列おきに繰り返し配置されている画素領域の３列につき１列に補助容量連結ラインを設けることによって、上記効果が得られるものであって、その効果は、補助容量連結ラインを赤，緑，青のいずれの画素領域の列に設けても得られるものであるということができる。そして、補助容量連結ラインによる開口率の低下が問題となっていることから、透過型の表示装置について記載したものであると認めることができる。

以上より、当初明細書等には、補助容量連結ラインが、赤，緑，青の三原色のうちの緑に限定されない特定の色を表示する画素電極を有する画素領域にのみ選択的に形成される、カラー表示を行

う透過型のアクティブマトリクス型表示装置（技術的事項A）が記載されているものと認められる。したがって、本件補正によって導入された技術的事項Aは、当初明細書等の記載から把握できる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものとはいえない。よって、本件発明1，3～6に係る特許は、特許法17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してなされたものであるとの審決の判断は誤りである。

（2） サポート要件適合性について

技術的事項Aは当初明細書等から把握することができる場所、技術的事項Aは訂正明細書にも記載されている。したがって、この記載のないことを前提にして本件発明1，3～6が発明の詳細な説明に記載されていないとした審決の判断は誤りである。

（3） 引用発明の認定の誤り及びこれを前提とする相違点1の認定判断の誤りについて

甲第4号証の段落【0013】には、「マトリクス状画素の形成領域内で隣接する蓄積容量バスライン（61，62，63）間を一本の蓄積容量バスラインにつきn箇所（図では2箇所）の接続部（7）により接続する。接続部の一箇所あたりの接続電極抵抗（71）をrCとすると、このrCが（n+1）分割された蓄積容量バスライン抵抗に比較して大きくない場合には・・・」と記載されていること、及び、段落【0011】の【数2】からすると、蓄積容量バスライン抵抗rBは、単純に（n+1）等分されているとするのが相当であるから、接続電極は、蓄積容量バスラインを（n+1）等分した位置に配置されているものと認められる。そして、段落【0015】には、「接続電極（71）は隣接する画素電極（41），（42）の間隙に配置する」と記載されていること、及び甲第4号証の図2の記載から、接続電極は、隣接する画素の間隙に配置されることが認められる。

以上のように、接続電極は、蓄積容量バスラインを（n+1）等分した位置であって、かつ、隣接する画素の間隙に配置されていることからすると、甲第4号証において、「接続電極は数画素ごとに等間隔で形成されている」ものと認められる。よって、審決の引用発明の認定に誤りはない。

そうすると、相違点1の判断誤りに関する原告の主張は前提において理由がなく、採用することができない。

（4） 相違点2についての判断の誤りについて

甲第9号証のシールド電極及び甲第10号証の予備線は本件発明1の「補助容量連結ライン」とは、設けられた目的が異なるものであり、光の透過特性への悪影響と画素電極と接続電極間の寄生容量の問題を解決するものではない。そして、甲第4号証において相違点2に係る構成が、接続電極と画素電極を重畳させるものとされていないことは前記のとおりである以上、引用発明に甲第9号証のシールド電極及び甲第10号証の予備線の構成を適用することが容易想到とはいえないといふべきである。したがって、引用発明に周知技術（甲第9号証，甲第10号証）を適用することにより相違点2に係る本件発明1の構成を得ることは当業者にとって容易想到とした審決の判断には誤りがある。